

需給ひっ迫警報が発令時における団体等への依頼事項について

□ 職員等への周知のお願い

需給ひっ迫警報の発令等（ひっ迫警報の発令、ひっ迫警報の続報）があった場合は、職員の皆様や構成団体・事業所の皆様に対し、一段の節電の取組をお願いしてください。

職員や事業所等にお伝えいただきたい事項

○ 前日に翌日の需給ひっ迫が判明している場合

明日、△：△～△：△の間、北海道では電力が不足し、供給予備率が3%を下回る見通しです。

明日は、最大限の節電へのご協力をお願いいたします。

※ 前日に警報が発令されるタイミングは18：00目途となります。

警報発令後、すみやかにご対応をお願いします。

○ 当日ひっ迫している場合

本日、北海道では、電力が不足し、供給予備率が3%を下回る見通しです。
本日は、最大限の節電へのご協力をお願いいたします。

※ 当日に警報が発令されるタイミングは、9：00目途になります。

警報発令後、すみやかにご対応をお願いします。

※ また、当日早朝や午前中に大型発電所の計画外停止が重なった場合等においては、当日、急遽、警報を発令する場合があります。

この場合についても警報発令後、すみやかにご対応をお願いします。

□ 一層の節電の取組のお願い

- ・ 道の施設においては、需給ひっ迫警報が発せられた場合は、取組中の節電に加え3%を上積みし、節電の取組を実施することとしています。
- ・ さらに、「緊急速報メール」が発出された際（具体的には、供給予備率が1%を下回る見通しの場合）には、各庁舎において必要最小限の業務を除き、できる限りの一層の節電に取組ます。
- ・ 貴団体並びに事業所においても、供給予備力回復に向け、できる限りの節電の取組をお願いします。